

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第2号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第3号中「温暖化物質配慮特定事業所（」及び「をいう。以下同じ。）である指定事業所」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第28条を次のように改める。

（変更許可申請時の環境配慮書の作成）

第28条 条例第30条第2項の規定により作成する環境配慮書は、同条第1項各号に掲げる事項について、その指定事業所の変更の内容に関して配慮した内容を記載するものとする。

第29条第1号を次のように改める。

（1）指定事業所が、次のいずれかに該当すること。

ア 日本産業規格（以下「規格」という。）Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、当該指定事業所の環境マネジメントシステムが次のいずれかに該当すること。

（ア）公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等の外国の認定機関の認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関（以下「審査登録機関」という。）に登録されていること。

（イ）審査登録機関から登録に当たっての要求事項を満たしている環境マネジメントシステムであると証明されていること。

イ エコアクション21（一般財団法人持続性推進機構が実施する環境マネジメントシステムをいう。）を実施しているものとして、同機構に登録されていること。

ウ 第64条第2項の規定にかかわらず、条例第73条第1項に規定する環境負荷低減行動計画を2年間の計画期間で策定し、かつ、計画期間終了後に当該計画に係る取組状況を市に報告する者であつて、当該計画及び当該取組状況が環境の保全に特に資する取組を実施する、又は実施したものとして市長が認めるものが設置する指定事業所であること。

第31条第1項第1号中「第29条第1号ア」を「第29条第1号ア（ア）」に改め、同項第2号中「第29条第1号イ」を「第29条第1号ア（イ）」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3）第29条第1号イに該当する場合は、登録番号、有効期限及び対象事業所

（4）第29条第1号ウに該当する場合は、環境負荷低減行動計画の計画期間第31条第2項第1号中「第29条第1号ア」を「第29条第1号ア（ア）」に改め、同項第2号中「第29条第1号イ」を「第29条第1号ア（イ）」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

（3）第29条第1号イに該当する場合は、登録を証する書面の写し

（4）第29条第1号ウに該当する場合は、環境負荷低減行動計画書第31条第3項を次のように改める。

3 条例第32条第3項に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。

（1）第29条第1号アに該当する場合は、条例第32条第1項の認定を受けた日から起算して3年間。ただし、登録又は証明の有効期限が同項の認定を受けた日から3年間に満たない場合は、当該登録又は証明の有効期限までの期間

（2）第29条第1号イに該当する場合は、条例第32条第1項の認定を受けた日から起算して2年間。ただし、登録の有効期限が同項の認定を受けた

日から 2 年間に満たない場合は、当該登録の有効期限までの期間

(3) 第 29 条第 1 号ウに該当する場合は、条例第 32 条第 1 項の認定を受けた日から起算して 2 年間を超えない範囲内で市長が定める期間

第 64 条第 1 項第 1 号中「（排煙指定物質を除く。以下この章において同じ。）」を削り、同項中第 5 号から第 7 号までを削り、第 4 号を第 7 号とし、同項第 3 号中「（排煙指定物質及び特定有害物質に限る。以下この章において同じ。）」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 2 号中「（特定有害物質を除く。以下この章において同じ。）」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定事業所において発生する悪臭の対策に係る事項

第 64 条第 1 項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 指定事業所において発生する騒音及び振動の対策に係る事項

(5) 土壤及び地下水汚染の防止に係る事項

第 64 条第 1 項第 8 号を次のように改める。

(8) その他の環境負荷の低減に係る事項

第 64 条第 1 項第 9 号を削る。

様式目次中「第 25 条第 3 項」を「第 25 条第 2 項」に改める。

第 17 号様式及び第 18 号様式を次のとおり改める。

第17号様式

(1面)

指定事業所に係る環境配慮書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第17条第2項（第22条第1項）の規定により、次のとおり提出します。

指定事業所の名称等	名称	
	所在地	
連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	

項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	自由記載あり
共通	一	1	【日常管理】	環境の保全の方針、目標、マニュアル等の策定	<input type="checkbox"/>				
		2	【日常管理】	環境の保全の方針、目標、マニュアル等の策定	<input type="checkbox"/>				
		3	【日常管理】	環境の保全のための従業員教育の実施	<input type="checkbox"/>				
		4	【進んだ取組】	施設の建設、解体等における工事請負業者等に対する周辺環境に配慮した大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の対策を講じる旨の働きかけの実施	<input type="checkbox"/>				
		5	【進んだ取組】	地域社会との大気環境、水環境、化学物質等に関するコミュニケーション又は社会貢献活動の実施（環境出前授業、施設見学、地域の緑地保全又は創出等）	<input type="checkbox"/>				
		6	【進んだ取組】	環境の保全のための実行計画等の策定並びに定期的な実施状況の確認及び見直し	<input type="checkbox"/>				
大気汚染	全域	7	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等による窒素酸化物、炭化水素系物質その他の大気汚染物質の排出抑制	<input type="checkbox"/>				
		8	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等による粉じんの発生の防止	<input type="checkbox"/>				
		9	【日常管理】	大気汚染物質の漏えい又は流出の未然防止に向けた施設の維持管理及び管理体制の徹底	<input type="checkbox"/>				
		10	【進んだ取組】	環境性能の高い（大気汚染物質の排出が少ない、熱効率が高い等）機器の選定	<input type="checkbox"/>				
		11	【進んだ取組】	無害な又は有害性の少ない原料又は燃料の選択	<input type="checkbox"/>				
悪臭	全域	12	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等による悪臭の発生の防止	<input type="checkbox"/>				
水質汚濁	全域	13	【日常管理】	施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の見直し等によるカドミウム、シアン化合物その他の水質汚濁物質の排出抑制	<input type="checkbox"/>				
		14	【日常管理】	水質事故の未然防止に向けた施設の維持管理及び管理体制の徹底	<input type="checkbox"/>				
		15	【進んだ取組】	無害な又は有害性の少ない原料の選択等による公共用水域の水質汚濁の低減	<input type="checkbox"/>				
騒音振動	中部	16	【日常管理】	建築物等における防音又は防振効果のある材料の使用及び気密性の確保	<input type="checkbox"/>				
		17	【日常管理】	施設等の最適設計及び制御による機器使用時間の最小化	<input type="checkbox"/>				
		18	【日常管理】	設備の騒音及び振動の定期的な測定並びに異常な状態を判定した場合の対策の実施	<input type="checkbox"/>				
		19	【進んだ取組】	ボイラー等設置時に「騒音ラベリング制度」で示された騒音情報の活用による低騒音機器の選定	<input type="checkbox"/>				
		20	【進んだ取組】	使用する車両の電化及び「低車外音タイヤのラベリング制度」の低車外音タイヤの採用	<input type="checkbox"/>				
汚土染壌	北部	21	【日常管理】	特定有害物質等の取扱履歴、事故記録等を適正に管理できる組織体制の構築	<input type="checkbox"/>				
化学物質	南部	22	【日常管理】	化学物質に関する管理体制の整備	<input type="checkbox"/>				
		23	【日常管理】	化学物質の受入れ、保管、使用、排出並びに廃棄の量及び方法の把握	<input type="checkbox"/>				
		24	【日常管理】	化学物質に関する自主管理目標の設定、目標達成時期の設定等の実施	<input type="checkbox"/>				
		25	【進んだ取組】	化学物質の使用量及び排出量が少ない技術の導入及び機器の使用	<input type="checkbox"/>				
		26	【進んだ取組】	化学物質に関する自主管理目標、目標達成時期、実施計画、達成状況等の自主的な公表	<input type="checkbox"/>				

項目	重点	番号	配慮分類	環境配慮事項	実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	自由記載あり
自動車排出ガス	南部	27	【日常管理】	貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目（エコ運搬制度）の要請	<input type="checkbox"/>				
		28	【日常管理】	エコドライブ（ふんわりアクセル、アイドリングストップ等）の実施	<input type="checkbox"/>				
		29	【日常管理】	エコ通勤（公共交通機関の利用等）の実施	<input type="checkbox"/>				
		30	【進んだ取組】	自動車の運行に伴う環境負荷低減のための行動目標の設定及び進捗状況の管理	<input type="checkbox"/>				
		31	【進んだ取組】	非化石燃料（バイオ燃料等）の活用	<input type="checkbox"/>				
		32	【進んだ取組】	次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の導入	<input type="checkbox"/>				
		33	【進んだ取組】	次世代自動車の普及に向けた充電インフラ環境の整備（充電器、充電用コンセントの設置等）	<input type="checkbox"/>				
		34	【進んだ取組】	自動車の使用方法の合理化等による物流の効率化（共同輸配送、モーダルシフトの実施等）	<input type="checkbox"/>				
その他	-	35	【日常管理】	地下水採取量の削減（使用した水の再利用等）	<input type="checkbox"/>				
		36	【日常管理】	掘削工事等における地下水位変動の対策（出水量及び揚水量が少ない工法の選択等）	<input type="checkbox"/>				
		37	【日常管理】	事業活動から排出される廃棄物の減量化の実施	<input type="checkbox"/>				
		38	【日常管理】	事業活動から排出される廃棄物の資源化の実施	<input type="checkbox"/>				
		39	【日常管理】	温室効果ガス排出量削減の取組（事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握、省エネ行動の実施、再生可能エネルギーの導入等）	<input type="checkbox"/>				
		40	【進んだ取組】	地下水の涵養（雨水浸透ますの設置、透水性舗装の実施等）	<input type="checkbox"/>				
		41	【進んだ取組】	ビオトープ（在来種を中心とした多種多様な動植物が生息、生育できる水辺、草地等）の創出	<input type="checkbox"/>				
		42	【進んだ取組】	事業所における生物多様性に配慮した緑地の保全又は創出	<input type="checkbox"/>				
		43	【進んだ取組】	サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量削減の取組	<input type="checkbox"/>				

【自由記載欄】

(「自由記載あり」にチェックを入れた場合又は上記以外に環境に配慮した取組を行っている場合等には、具体的に記載してください。)

備考1 「重点」欄の地域の範囲は、南部は川崎区、中部は幸区、中原区及び高津区、北部は宮前区、多摩区及び麻生区です。

2 「今後実施予定」は、実施を決定している場合で1~2年以内に実施することが予定されている場合に該当します。

3 今後、更なる取組を実施していく予定があれば、その内容は「自由記載あり」にチェックして取組の内容を記載してください。

4 本欄に記載しきれない場合は、本欄を参考に別紙に記載し、その書面を添付してください。

第18号様式

(1面)

環境行動事業所認定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第32条第1項の規定により、環境行動事業所として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称	許可番号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第17条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第29条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
名 称				
等 所 在 地				
環境管理・監査の体制				
環境の保全に関する方針				
指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置される施設の概要				

第29条第1号ア(ア)に該当する場合	登録を行った審査登録機関の名称					
	登録番号					
	登録の有効期限	年	月	日		
	登録の範囲					
第29条第1号ア(イ)に該当する場合	証明を行った審査登録機関の名称					
	証明番号					
	証明の有効期限	年	月	日		
	証明の範囲					
第29条第1号イに該当する場合	登録番号					
	有効期限	年	月	日		
	対象事業所					
第29条第1号ウに該当する場合	環境負荷低減行動計画の計画期間	年	月	日から年	月	日まで
環境報告書の作成年月日		年	月	日		
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号 (内線)					

備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。
 2 環境管理・監査の体制に係る組織図を添付してください。

行 動 目 標

事 項	計 画 期 間 の 行 動 目 標
大気汚染物質の排出の抑制	
悪 臭 の 対 策	
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善	
騒音及び振動の対策	
土壤及び地下水汚染の防止	
化学物質の適正管理	
自動車排出ガスの排出の抑制等	
その他の環境負荷の低減	
備 考	

- 備考 1 可能な範囲で、定量的な行動目標（低減率、利用率、管理目標値等）を記載してください。
 2 定量的な行動目標は、単位を記載してください。
 3 備考欄には、環境への負荷が増加する場合の要因等を記載してください。

第26号様式中付表以外の部分を次のように改める。

第26号様式

環境負荷低減行動計画書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第73条第2項（第3項）の規定により、次のとおり提出します。

指 定 事 業 所 の 名 称 等	許可番号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第17条第1項（年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例第29条第1項（年 月 日）
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項（年 月 日）
名 称				
所 在 地				
計 画 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
付 表	<input type="checkbox"/> 事業活動の概要書（付表1） <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に向けた取組状況書（付表2） <input type="checkbox"/> 行動目標書（付表3） <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に向けた取組状況報告書（付表4）			

- 備考 1 第26号様式の付表1から付表4までの書類を用いることとし、添付したものについて□内にレ印を記載してください。
2 環境行動事業所の申請時の計画書提出時には、付表3の提出は必要ありません。

第26号様式付表2から同様式付表4までを次のように改める。

(付表2)

環境への負荷の低減に向けた取組状況書

事 項	対象とする配慮項目	現 状 の 配 慮 項 目	今 後 の 配 慮 項 目
大気汚染物質の排出の抑制			
悪臭の対策			
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善			
騒音及び振動の対策			
土壤及び地下水汚染の防止			
化学物質の適正管理			
自動車排出ガスの排出の抑制等			
その他環境負荷の低減			
合 計 点			
指 数	100		
備 考			

備考 環境負荷低減行動計画に関する指針により作成してください。

(付表3)

行 動 目 標 書

事 項	計 画 期 間 の 行 動 目 標
大気汚染物質の排出の抑制	
悪 臭 の 対 策	
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善	
騒音及び振動の対策	
土壤及び地下水汚染の防止	
化学物質の適正管理	
自動車排出ガスの排出の抑制等	
その他環境負荷の低減	
備 考	

- 備考 1 可能な範囲で、定量的な行動目標（低減率、利用率、管理目標値等）を記載してください。
2 定量的な行動目標は、単位を記載してください。
3 備考欄には、環境への負荷が増加する場合の要因等を記載してください。

(付表4)

環境への負荷の低減に向けた取組状況報告書

1 取組状況

対象事項	計画策定段階における配慮項目		計画期間に取り組んだ配慮項目
	現状の配慮項目	予定の配慮項目	
大気汚染物質の排出の抑制			
悪臭の対策			
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善			
騒音及び振動の対策			
土壤及び地下水汚染の防止			
化学物質の適正管理			
自動車排出ガスの排出の抑制等			
その他環境負荷の低減			
合計点			
指 数			
備 考			

備考 環境負荷低減行動計画に関する指針により作成してください。

2 行動目標

対象事項	計画期間の行動目標	達成状況
大気汚染物質の排出の抑制		
悪臭の対策		
排水指定物質の排出抑制及び水の汚染状態を示す項目の改善		
騒音及び振動の対策		
土壤及び地下水汚染の防止		
化学物質の適正管理		
自動車排出ガスの排出の抑制等		
その他環境負荷の低減		
備考		

- 備考 1 可能な範囲で、定量的な行動目標（低減率、利用率、管理目標値等）を記載してください。
 2 定量的な行動目標は、単位を記載してください。
 3 備考欄には、環境への負荷が増加する場合の要因等を記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第73条第2項の規定により提出された環境負荷低減行動計画書に係る環境負荷低減行動計画については、改正後の規則第64条の規定にかかわらず、なお従前の例による。